

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>133</sup>〕消費税その21

## ガソリン税と軽油税における 消費税の取扱いの相違点

**Q** ガソリンスタンド（販売店等）で発行された領収書等について、「ガソリン税」「軽油税」がある場合の消費税の取扱いについて教えてください。

**A** ガソリンや軽油には、それぞれガソリン税（正式には、「揮発油税および地方揮発油税」という）、軽油税（正式には「軽油引取税」という）が課税されますが、これらの税は消費税の取扱いが異なります。

基本的には、「ガソリン税」には消費税が課税されますが、「軽油税」には課税されません。

### (1)基本的な考え方

ガソリン税は国税で、納税義務者は製造業者等となります。ガソリン税は販売価格の一部を構成するので、消費税が課税されます。酒税やたばこ税等の考え方と同じです。

一方、軽油税は地方税で、納税義務者は消費者となります。そのため、軽油税は販売価格の一部を構成しないので、原則として消費税が課税されません。入湯税やゴルフ場利用税等の考え方と同じです。

ただし、軽油税額に相当する金額を明確に区分していない場合や販売店等が特定徴収義務者である特約店等（その委託を受けて行う場合を含む）

に該当しない場合は課税対象となります。

簡単な税の仕組みは以下の通りです。

ア．ガソリンの場合

「ガソリン本体価格（ガソリン税を含みます。）」  
×「消費税率」

イ．軽油の場合

（「軽油本体価格」×「消費税率」）+ 軽油税

(2)それぞれの仕訳について

ア．ガソリンを給油した場合

車両費 1 / 現金 5,000(税込)ガソリン本体価格+消費税  
・全体を課税取引として仕訳する。

イ．軽油を給油した場合（軽油税を1,000円とした場合）

車両費 / 現金 4,000(税込) 軽油本体価格+消費税  
車両費 2 / 1,000(不課税) 軽油税部分  
・軽油本体価格と軽油税の区分は領収書等を確認し仕訳する。

1 ; 「車両費」以外には「旅費交通費」などの勘定も考えられます。

会社ごとに設定されているガソリン・軽油の勘定科目に従います。

2 ; 「租税公課」でも可。ただし「租税公課」にすると会社として軽油に係った金額を正しく計算できない恐れがありますので、軽油本体価格と同じ勘定科目を使用したほうがよいと考えます。

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



**鍋林株式会社**  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得